一項」の下に「の規定」を加え、「若しくは第六十六条第一項」を削り、同表水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の項中「第二項、第七項及び第八項並びに第三十条」を「第六項及び第七項並びに第三十三条」に改め、同表海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の項第一号イ及びロ中「第三十九条第七項から第十五項まで」を「第百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同表海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の項を削る。

別表第二漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項を削る。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十八条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

附則第三条の二中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に改める。

（水路業務法の一部改正）

第三十九条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十条若しくは第二十二条の規定に基づき」を「第五十七条第一項の規定若しくは同法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたとき、又は同法第六十九条若しくは第七十六条第一項の規定により」に、「につき免許をしたとき、又は同法第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可」を「の免許」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、「同法第三十七条から第四十条までの規定に基づき漁業権を取り消し又は変更したときその他」を削り、「を変更したときは、これらの事項についても、また」を「に変更があつたときも、」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　許可をした漁業又は共同漁業にあつては、漁場の区域、敷設漁具の位置及び漁具敷設の期間のうち国土交通大臣の指定するもの

（漁港漁場整備法の一部改正）

第四十条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源又は同条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源のうち、これらの資源の」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源のうち、その」に、「水産動植物」を「もの」に改める。

（漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　この法律の施行の際現に国が施行している前条の規定による改正前の漁港漁場整備法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げる事業に限る。）は、前条の規定による改正後の漁港漁場整備法第四条第二項の規定により国が施行している同条第一項に規定する漁港漁場整備事業とみなす。

（漁船法の一部改正）

第四十二条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第五十二条第一項」を「第三十七条」に、「指定漁業」を「大臣許可漁業」に、「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号中「第六十五条第一項」を「第五十八条に規定する知事許可漁業又は同法第百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改め、「又は漁業法第六十六条第一項の規定」を削る。

（漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正）

第四十三条　漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十三号」に改める。

（海岸法の一部改正）

第四十四条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第三十九条第七項から第十五項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）を「第百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「同条第十項、第十一項及び第十三項中「都道府県」とあるのは、「海岸管理者」を「同条第三項前段中「農林水産大臣が」とあるのは「都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて」と、同条第五項、第六項及び第十一項中「国」とあるのは「海岸管理者」と、同条第七項中「第五項」とあるのは「第五項並びに第八十九条第三項から第七項まで」と、同条第八項中「国税滞納処分」とあるのは「地方税の滞納処分」と、同条第十一項中「第一項第二号又は第三号の土地」とあるのは「海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十二条第一項の規定により取り消された漁業権」と、同項及び同条第十二項中「有する者」とあるのは「有する者（登録先取特権者等に限る。）」に改める。

第四十条の四第一項各号中「第三十九条第七項から第十五項まで」を「第百七十七条第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第八号中「第三十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第五十七条の五第一項第六号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十」を「第十五条の十七」に改め、同条第四項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第六十四条第一項第八号中「第三十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第六十八条の五十五第一項第五号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十」を「第十五条の十七」に改め、同条第四項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

第四十六条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第百四条第一号中「第六条第四項第一号」を「第六十条第四項第一号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十三号㈣中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改め、同表第九十三号の二㈢中「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に改め、同号㈥中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改める。

（外国人漁業の規制に関する法律の一部改正）

第四十八条　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「第七十四条第三項」を「第百二十八条第三項」に改める。

（漁業協同組合合併促進法の一部改正）

第四十九条　漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項及び第一条の三第一項中「第八十七条第一項第十一号」を「第八十七条第一項第十号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の八の項中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に、「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に、「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。